



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の参加者の資格等</li> <li>・令和3年度地籍調査に関する事業計画の変更</li> <li>・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生</li> <li>・道路の区域変更</li> </ul> <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の実施</li> <li>・落札者等</li> </ul> <p>◎ 長崎県南部海区漁業調整委員会指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業法の規定によるマナマコの採捕の制限</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>情報システム課 土地対策室 漁業振興課 道路維持課</p> <p>情報システム課 〃</p> <p>長崎県南部海区漁業調整委員会</p>
--	--

## 告 示

### 長崎県告示第712号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年10月26日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

- |   |       |
|---|-------|
| (1) FENCE-Mobile RemoteManager 基本利用サービス（Light版）（利用期間5年） | 3,652 |
| (2) FENCE-Mobile RemoteManager 運用代行サービス（利用期間5年）         | 3,652 |
| (3) FENCE-Mobile 時間外紛失対応（利用期間5年）                        | 1     |

#### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

#### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の時期

この告示の日から令和3年11月12日までとする。

## (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

## (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】3の(3)のウ及びエについて

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、次の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

## (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

## (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3番1号

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

## 4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

## 5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体

をいう。) から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。)に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(カ)から(コ)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

**長崎県告示第713号**

令和3年度地籍調査に関する事業計画(令和3年長崎県告示第397号)を次のように改正する。

令和3年10月26日

長崎県知事 中村 法道

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
長崎市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び、災害等の迅速な復旧を図るため	城山町 城栄町 弁天町 旭町 光町 曙町 淵町第1 淵町第2 虹が丘町 八景町 田上二丁目 大崎町第1 宮摺町第1 青山町第1 青山町第2 西山一丁目第1 西山一丁目第2 大浦町 東山町 下町	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

佐世保市	地籍の明確化により、防災対策の推進に資するため。	須田尾若葉 白南風干尽 大和第一
島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	白山第6（一部） 白山第6（残部） 白山第7・霊丘第1 白山第8・霊丘第2
諫早市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	貝津第1の1 小船越第3 貝津第2の1 貝津第2の2 久山第2
大村市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	鈴田第二 三浦第一 三浦第二 三浦第三 三浦第四
平戸市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	大久保第15 大久保第16-2 木引B 木引D 木引E 木引F 宝亀A 宝亀D 津吉A 津吉D 大久保第10-2 大久保第14-2 大久保第16-1 大久保第17
松浦市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	相坂第1 相坂第2 田原
対馬市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	下原第1 檜根第5 琴第4-2 貝口第1 貝口第2 貝口第3 嵯峨第1 佐護西里第4 佐護西里第5-1 佐護西里第5-2 濃部第1 濃部第2 飼所第1 古里第1-1 古里第1-2

		久和第1 久和第2 久和第3 久和第4 久和第5
五島市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	玉之浦第四 増田第一 荒川第十四 荒川第十五 小泊第一 小泊第三 小泊第四 増田第三 増田第四 増田第五 野々切第一 野々切第二 野々切第三 野々切第四 野々切第五 野々切第六
雲仙市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	北本町第2 北本町第3 雲仙第2 雲仙第3
南島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	永引無田（一部） 永引無田第2 須川西第1 下宮原第3（残部） 野田第3 田平第5 田平第6 野田第2（一部） 野田第2（残部）

**長崎県告示第714号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年10月26日

長崎県知事 中村 法道

加入区

瑞穂加入区

**長崎県告示第715号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道  
路線名 大村貝津線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大村市西部町1493番1地先から 大村市日泊町188番1地先まで	前	8.8~41.1	824.9	
	後	10.3~84.5	776.2	

## 公 告

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年10月26日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 購入物品及び数量

- |   |       |
|---|-------|
| ① FENCE-Mobile RemoteManager 基本利用サービス（Light版）（利用期間5年） | 3,652 |
| ② FENCE-Mobile RemoteManager 運用代行サービス（利用期間5年）         | 3,652 |
| ③ FENCE-Mobile 時間外紛失対応（利用期間5年）                        | 1     |

##### (2) 購入物品の特質等

仕様書による。

##### (3) 納入期限

令和3年12月28日（火）

##### (4) 納入場所

仕様書による。

##### (5) 入札の方法

前記(1)の物件を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を得ていること。
- この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和3年11月12日午後5時00分

4 入札参加条件

当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県総務部情報システム課(情報基盤班)

(電話) 095-895-2233

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和3年12月1日までの間

(場所) 長崎県総務部情報システム課ホームページ上において掲載する。

長崎県総務部情報システム課ホームページ：<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/josei/>

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県総務部情報システム課(情報基盤班)

(受領期限) 令和3年12月6日(月) 午後5時00分

(提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により提出期限内必着のこと。)で行う。

10 開札の日時及び場所

(日時) 令和3年12月7日(火) 午前10時00分開始

(場所) 長崎県庁 3階 308会議室(長崎市尾上町3番1号)

開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

a 2,000万円以上

b 2,000万円未満500万円以上

c 500万円未満

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはでき

ない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
 

① FENCE-Mobile RemoteManager Basic Use Service (Light edition) (use duration : 5years)	3,652
② FENCE-Mobile RemoteManager Oparation Agency Service (use duration : 5years)	3,652
③ FENCE-Mobile Corresponding to lost outside of service hours (use duration : 5years)	1
- (2) DELIVERY PERIOD:  
Please see attached information
- (3) DELIVERY PLACE:  
Please see attached information
- (4) TIME-LIMIT FOR TENDER BY REGISTERED MAIL:  
5:00 pm. December 6, 2021
- (5) DATE AND TIME FOR THE OPENING OF TENDER:  
10:00 am. December 7, 2021
- (6) POINT OF CONTACT:  
Information Systems Division,



General Affairs Department,  
Nagasaki Prefectural Government,  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,  
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN  
TEL 095-895-2233

### 落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年10月26日

長崎県知事 中村 法道

- 物品等の名称及び数量
  - Microsoft Office 365 E3（利用期間5年） 5,700本
  - Microsoft Power Apps Plan（利用期間5年） 15本
  - Microsoft Power Apps Portal Pageview capacity（利用期間5年） 1本
  - Microsoft Power Virtual Agent（利用期間5年） 1本
  - Microsoft Power Automate perusr w/attndRPApln（利用期間5年） 15本
  - Microsoft Power BI Pro（利用期間5年） 15本
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県総務部情報システム課（情報基盤班）  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 契約方法  
一般競争入札
- 落札決定日  
令和3年9月7日
- 落札者  
長崎県長崎市田中町585番地5  
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹
- 落札価格  
610,026,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 入札公告日  
令和3年7月27日
- 落札方式  
最低価格

## 長崎県南部海区漁業調整委員会指示

### 令和3年長崎県南部海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、マナマコの採捕について、次のとおり制限する。

ただし、試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合、又は本委員会の承認を受けて大村湾内の漁業協同組合もしくは水産多面的機能発揮対策に係る大村湾内の漁業協同組合を主体とした活動組織が採捕する場合はこの限りではない。

令和3年10月26日

長崎県南部海区漁業調整委員会  
会長 吉谷 均

#### 1. 規制海域

佐世保湾（西海市西海町金比羅山頂上と佐世保市高後崎とを結ぶ線、西海橋及び観潮橋と陸岸とによって囲まれた海域）を除く大村湾（西海市西海町金比羅山頂上と佐世保市高後崎とを結ぶ線内の海面）及び共同漁業権南共第62号、同63号、同73号、同74号の区域。

## 2. 操業の制限

## (1) 採捕期間の制限

規制海域においては、令和3年度から令和5年度の各年度の11月1日から11月14日まで及び2月16日から3月31日までマナマコ（アオナマコ、アカナマコ及びクロナマコ）を採捕してはならない。

## (2) 小型個体の採捕制限

規制海域においては、体重100g以下のアカナマコ又はアオナマコを採捕してはならない。

## 3. なまこ漁業の届出

規制海域において、小型機船底びき網（手繰第3種なまこけた網）漁業以外の漁法でなまこ漁業を営もうとする者は、本委員会に届け出なければならない。

## 4. 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年11月1日から令和6年10月31日までとする。

発行者

長崎県  
長崎市尾上町三番一号電話代表  
直通表  
(八九五)  
二二二  
二二四印刷所  
印刷人長崎県  
長崎市権島町八番十二号株式会社  
寺田宏  
印刷  
弥ト